

令和 8 年 3 月 議 案 概 要 書

市 議 会 定 例 会 (当初予算等分)

< 議案 >

A 予算案件 (19件)

1 一般会計

(1) 令和8年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特別会計

(1) 令和8年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(2) 令和8年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(3) 令和8年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(4) 令和8年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(5) 令和8年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(6) 令和8年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(7) 令和8年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(8) 令和8年度富山市山田地域レクリエーション・観光施設事業特別会計
予算

ア 歳入歳出予算 イ 債務負担行為 ウ 地方債

(9) 令和8年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(10) 令和8年度富山市競輪事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 債務負担行為

(11) 令和8年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(12) 令和8年度富山市軌道整備事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(13) 令和8年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

3 企業会計

(1) 令和8年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 継続費 エ 債務負担行為

オ 企業債

(2) 令和8年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

(3) 令和8年度富山市公共下水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 継続費 エ 企業債

(4) 令和8年度富山市病院事業会計予算

ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

ウ 特例的収入及び支出 エ 債務負担行為

オ 企業債

- (5) 令和8年度富山市農業集落排水事業会計予算
ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
ウ 企業債

B 条例案件（48件）

1 富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

分掌事務を見直すもの。

- (1) 財務部の分掌事務の見直し
工事検査に関する事項を削除
- (2) 活力都市創造部の分掌事務の見直し
住宅及び空き家対策に関する事項を追加
- (3) 建設部の分掌事務の見直し
住宅に関する事項を削除
- (4) 施行期日 令和8年4月1日

2 富山市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

公示送達の方法に関する規定を整備するもの。

- (1) 公示送達の方法に関する規定の整備
不利益処分に係る聴聞の通知における公示送達について、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。
- (2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和8年5月21日

3 富山市旅費支給条例及び富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等を踏まえ、富山市職員の旅費等について所要の改正を行うもの。

(1) 富山市旅費支給条例の一部改正

ア 出張の定義の見直し

出張の定義を見直し、旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所から離れて旅行する場合の旅費を支給することを可能とする。

イ 旅行役務提供者への支払

旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者（旅行業者等）へ旅費に相当する金額を直接支払うことができることとする。

ウ 鉄道賃における急行料金等の支給要件の廃止

鉄道賃における急行料金等について、距離による支給要件を廃止する。

エ その他の交通費

車賃を廃止し、鉄道、船舶及び航空機以外の移動に係る費用の実費額を支給するその他の交通費を新設する。

オ 宿泊費

現行の宿泊料から宿泊費へ改称し、定額支給から上限付きの実費支給とする。

カ 包括宿泊費

交通費及び宿泊費をまとめて支給可能とする包括宿泊費を新設する。

キ 宿泊手当

日当と食卓料を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として宿泊手当を新設する。

ク 転居費

現行の移転料から転居費に改称し、規則で定める方法により算定される実費支給とする。

ケ 家族移転費

扶養親族移転料から家族移転費に改称し、家族の年齢要件による減額規定及び定額制を廃止し、職員に支給する額を上限とした実費支給

とする。

コ 旅費の返納規定の新設

旅費の過払いがあり、それを期間内に返納しなかった場合に、旅行者の給与等からその過払金相当額を差し引くことを可能とする規定を新設する。

サ その他規定の整備

(2) 富山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

証人等の実費弁償の額について、富山市職員と同様の取扱いとできるよう規定を改正する。

(3) 施行期日 令和8年4月1日

4 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

職員の給与からの控除に係る規定及び特殊勤務手当に関する規定の改正等を行うもの。

(1) 職員の給与からの控除に係る規定の改正

給与から控除できるものに「職員の給食に係る経費」を追加する。

(2) 特殊勤務手当に関する規定の改正

ア 医療・保健業務手当の改正

医療・保健業務手当の支給対象業務から、医師又は歯科医師が医療業務に従事したとき及び医師又は歯科医師が臨床研修医の指導業務に従事したときを削る。

イ 夜間診療等業務手当の廃止

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 令和8年4月1日

5 富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

地域手当に関する規定の改正を行うもの。

(1) 富山市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 地域手当の支給地域の改正

市内

↓

当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市長が定める地域

イ 地域区分に応じた上限割合の規定の追加

給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の4を乗じて得た額

↓

給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の20を超えない範囲内で、市長が定める地域ごとに市長が定める割合を乗じて得た額

(2) 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

(1)と同様の改正を行う。

(3) 施行期日 令和8年4月1日

6 富山市民プラザホール条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

7 富山市舞台芸術パーク条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

8 富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

9 富山市婦中ふれあい館条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

10 富山市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

延長料金に関する規定の整備等を行うもの。

(1) 延長料金に関する規定の整備

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和8年4月1日。ただし、(2)は公布の日

11 富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下同じ）が指定した者に排水設備の工事を行わせることができることとするもの。

(1) 災害その他非常の場合において、市長が必要と認めるときは、他の市町村長が指定した者に排水設備の工事を行わせることができることとする。

(2) 施行期日 公布の日

12 富山市大沢野健康福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金及び延長料金に関する規定の整備を行うもの。

(1) 時間外料金及び延長料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

13 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

介護保険法施行令の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 令和8年度保険料の算定に係る特例

令和7年度税制改正による令和7年中の給与所得控除の最低保証額の引き上げにより、一部の被保険者の所得段階に移動が生じ、保険料収入が減少することを防ぐため、令和8年度の保険料算定に限り、給与所得控除額を従前の最低保証額により計算する特例を規定する。

(2) 施行期日 令和8年4月1日

14 富山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

15 富山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

【趣旨】

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの。

(1) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次に掲げるものを除き、省令の基準のとおりとする。

ア 特定乳児通園支援事業者の確認を受けることができる者は、次のいずれにも該当しないものとする。

(ア) 暴力団員

(イ) 法人その他の団体で、その役員が暴力団員であるもの。

(ウ) 暴力団員がその事業活動を支配するもの。

イ 苦情解決に当たり第三者の関与を義務付けることとする。

(2) 施行期日 令和8年4月1日

16 富山市呉羽会館条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

17 富山市新保文化会館条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

18 富山市富南会館条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

19 富山市水橋会館条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

20 富山市大久保ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件
【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和8年4月1日

21 富山市大沢野会館条例の一部を改正する条例制定の件
【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

22 富山市大山会館条例の一部を改正する条例制定の件
【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

23 富山市八尾コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定の件
【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

24 富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

電気通信事業法の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 引用条項の改正

(2) 施行期日 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日

25 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

下タ北部グラウンド及び婦中スポーツプラザプールを廃止するもの並びに時間外料金及び延長料金に関する規定を整備するもの。

(1) 下タ北部グラウンド及び婦中スポーツプラザプールの廃止

(2) 時間外料金及び延長料金に関する規定の整備

(3) 施行期日 令和8年4月1日

26 富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金及び延長料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金及び延長料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

27 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

使用料及び手数料の見直しを行うもの。

(1) 自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料等の改定

「第7条第2項の規定により算定した額に1.5を乗じて得た額」

↓

「第7条第2項の規定により算定した額に2を乗じて得た額」

(2) 特別施設等使用料の改定

区分			単位	現行	改定後
市民病院	特別室	B	1人1日	6,500円	7,800円
		個室		A	5,500円
	B			4,000円	4,800円
	2人室	A		2,200円	2,600円
		B		1,100円	1,300円
	病衣使用料				50円
まちなか病院	特別室			5,000円	6,000円
	2人室			1,500円	1,800円

(3) 非紹介患者加算料の改定

区分		単位	現行	改定後
初診時	歯科口腔外科	1回	5,000円	7,000円
再診時	歯科口腔外科		1,900円	3,000円

(4) 産科診療料の改定

区分			単位	現行	改定後
分 べ ん 介 助 料	帝 王 切 開 の 場 合	昼間	単胎	110,000円	130,000円
			多胎	110,000円に 第2児以降、1児に つき70,000円 を加算した額	130,000円に 第2児以降、1児に つき80,000円 を加算した額
		夜間 等	単胎	114,000円	134,000円
			多胎	114,000円に 第2児以降、1児に つき72,000円 を加算した額	134,000円に 第2児以降、1児に つき82,000円 を加算した額
		深夜	単胎	124,500円	144,500円
			多胎	124,500円に	144,500円に

			第2児以降、1児につき77,250円を加算した額	第2児以降、1児につき87,250円を加算した額
その他の場合	昼間	単胎	180,000円	200,000円
		多胎	180,000円に第2児以降、1児につき105,000円を加算した額	200,000円に第2児以降、1児につき115,000円を加算した額
	夜間等	単胎	190,000円	210,000円
		多胎	190,000円に第2児以降、1児につき110,000円を加算した額	210,000円に第2児以降、1児につき120,000円を加算した額
	深夜	単胎	210,000円	230,000円
		多胎	210,000円に第2児以降、1児につき120,000円を加算した額	230,000円に第2児以降、1児につき130,000円を加算した額
	無痛分娩加算	昼間	100,000円	120,000円
		夜間等	120,000円	140,000円
		深夜	130,000円	150,000円
	新生児世話料		1人 1日	8,000円
胎盤処理料		1回	1,000円	2,200円
免疫学的妊娠反応検査料			2,500円	3,100円
褥婦 ^{びく} 処置料		1日	2,000円	2,600円
避妊リング抜去料		1回	5,000円	5,600円
子宮内避妊システム抜去料			5,000円	5,600円
人工妊娠中絶料	妊娠満11週まで	その他	90,000円	97,600円
	妊娠満12週		120,000円	175,000円

	から満15週 まで		
	妊娠満16週 から満21週 まで	150,000円	217,000円
永久不妊手術料		120,000円	148,300円
緊急経口避妊薬（処方 料を含む。）		8,000円	10,000円

(5) インプラントに関する使用料の改定

区分	単位	現行	改定後
インプラント診断料	1回	10,000円	12,000円
インプラント前手術		62,000円	91,000円
インプラント経過観察料		1,000円	1,500円

(6) 手数料の改定

区分	単位	現行	改定後
診断 書交 付手 数料	1通	一般診断書	2,500円
		死亡診断書	3,500円
		死体検案書	4,500円
		厚生年金診断書	4,500円
		国民年金診断書	4,500円
		恩給診断書	4,500円
		身体障害者診断書	3,500円
		精神障害者診断書	3,500円
		病歴書	4,500円
		その他の診断書	4,500円
証明 書交 付手 数料	1通	一般証明書	2,500円
		医療費領収証明書	2,500円
		出産証明書	2,500円
		死亡証明書	2,500円
		自動車損害賠償責任 保険の受給に関する 証明書	4,500円
		その他の証明書	2,500円

面談 手数 料	医師面談料	1回	3,000円	5,000円
	医師所見料		10,000円	15,000円

(7) 施行期日 令和8年7月1日

28 富山市商工業振興条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

中小企業者等が融資のあっせんを受けた場合の当該借入金に係る保証料の助成について規定するもの。

(1) 中小企業者等が融資のあっせんを受けた場合の当該借入金に係る保証料の助成を行うこととする。

(2) 施行期日 令和8年7月1日

29 富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

30 富山国際会議場条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

31 富山市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計の名称を変更するもの。

(1) 名称変更

「富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計」

↓

「富山市山田地域レクリエーション・観光施設事業特別会計」

(2) 施行期日 令和8年4月1日

32 富山市山田自然休養村条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

宿泊施設に宿泊する場合の供用時間に関する規定を整備するもの。

(1) 宿泊施設に宿泊する場合の供用時間に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

33 富山市職業訓練センター条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

34 富山市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

林野火災に関する注意報の創設に伴う改正等を行うもの。

(1) 火入れの中止要件の追加

火入れを中止しなければならない場合として、林野火災に関する注意報が発令された場合を追加する。

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 公布の日

35 富山市農業集落汚水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下同じ）が指定した者に排水設備の工事を行わせることができることとするもの。

（1）災害その他非常の場合において、市長が必要と認めるときは、他の市町村長が指定した者に排水設備の工事を行わせることができることとする。

（2）施行期日 公布の日

36 富山市21世紀の森杉ヶ平キャンプ場条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

宿泊施設に宿泊する場合の供用時間に関する規定を整備するもの。

（1）宿泊施設に宿泊する場合の供用時間に関する規定の整備

（2）施行期日 令和8年4月1日

37 富山市割山森林公園条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

宿泊施設に宿泊する場合の供用時間に関する規定を整備するもの並びに時間外料金及び延長料金に関する規定を整備するもの。

（1）宿泊施設に宿泊する場合の供用時間に関する規定の整備

（2）時間外料金及び延長料金に関する規定の整備

（3）施行期日 令和8年4月1日

38 富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

卸売市場法の一部改正に伴い、改正するもの。

（1）卸売市場において取り扱う指定飲食料品等の公表に係る規定の整備

市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

ア 市場の取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）

第42条第1項に規定する指定飲食料品等

イ アに掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

ウ 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

(2) 施行期日 令和8年4月1日

39 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市立細入公民館北部分館を廃止するもの。

(1) 富山市立細入公民館北部分館の廃止

(2) 施行期日 令和8年5月1日

40 富山市馬場家条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

超過料金に関する規定を削除するもの。

(1) 超過料金に関する規定の削除

(2) 施行期日 令和8年4月1日

41 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

建築基準法施行令の一部改正等に伴い、改正を行うもの。

(1) 引用条項の改正

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 公布の日

42 富山市まちなか賑わい広場等条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

時間外料金に関する規定を整備するもの。

(1) 時間外料金に関する規定の整備

(2) 施行期日 令和8年4月1日

43 富山市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

休園日を変更するもの。

(1) 休園日の変更

ア 毎月の第1火曜日及び第3火曜日を追加（これらの日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたることを除く。）

イ 「3月1日から同月14日までの日」を「2月24日から3月14日までの日」に改める。

(2) 施行期日 令和8年4月1日

44 富山市地域広場条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市猪谷地域広場を廃止するもの。

(1) 富山市猪谷地域広場の廃止

(2) 施行期日 令和8年4月1日

45 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山公共下水道事業計画の更新に伴い、予定処理区域面積、計画処理人口及び1日最大処理水量の数値を改正するもの。

(1) 公共下水道事業の予定処理区域面積等

- ア 予定処理区域面積
「11,073.7ヘクタール」
↓
「11,076.7ヘクタール」
- イ 計画処理人口
「376,360人」
↓
「378,570人」
- ウ 1日最大処理水量
「259,120立方メートル」
↓
「257,620立方メートル」

(2) 施行期日 令和8年4月1日

46 富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ）又は他の市町村長が指定した者が給水装置工事を行うことができることとするもの。

(1) 災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が必要と認めるときは、他の市町村長又は他の市町村長が指定した者に給水装置工事を行わせることができることとする。

(2) 施行期日 公布の日

47 富山市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

排水設備等の工事の責任技術者に係る規制を緩和するもの及び災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下同じ）が指定した者に排水設備等の工事を行わせることができることとするもの。

(1) 排水設備等の工事の責任技術者について、指定工事店の営業所ごとに専属で配置しなければならないこととしているが、他の営業所について兼任することができることとするもの。

(2) 災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が必要と認めるときは、他の市町村長が指定した者に排水設備等の工事を行わせることができることとする。

(3) 施行期日 公布の日

48 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正を行うもの。

(1) 補償基礎額の改定

ア 別表の改正

階級	勤務年数		
	(円) 10年未満	(円) 10年以上20年未満	(円) 20年以上
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

↓

階級	勤務年数		
	(円) 10年未満	(円) 10年以上20年未満	(円) 20年以上
団長及び副団長	13,340	14,170	15,000
分団長及び副団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及び団員	10,000	10,840	11,670

イ 消防作業従事者等の補償基礎額の改定

最低額 「9,700円」 → 「10,000円」

最高額 「14,500円」 → 「15,000円」

(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額(日額)の改定

ア 配偶者に係る加算額

「100円」→廃止

イ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る加算額

「383円」 → 「433円」

(3) 施行期日 令和8年4月1日

C その他の議決案件(4件)

1 辺地に係る総合整備計画策定の件

2 財産の無償貸付の件

(1) 楡原の土地を北陸電力株式会社へ貸付するもの。

(2) 山田米乾燥調製育苗施設等を特定非営利活動法人山田地域農業振興会へ貸付するもの。

3 市道路線の認定及び廃止の件

<その他>

D 追加提出(6件)

1 契約案件(1件)

(1) 包括外部監査契約締結の件

2 人事案件(5件)

(1) 富山市教育委員会の教育長の任命に関し同意を求める件

(2) 富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

(3) 富山市監査委員の選任に関し同意を求める件

(4) 富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

(5) 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

令和8年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分 会 計 名		令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
		予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
一般会計		199,776,107	49.3	195,572,923	50.3	4,203,184	102.1
特別会計	1 公債管理特別会計	25,871,921	6.4	24,729,121	6.4	1,142,800	104.6
	2 駐車場事業特別会計	277,398	0.1	308,845	0.1	▲ 31,447	89.8
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	71,110	0.0	100,152	0.0	▲ 29,042	71.0
	4 後期高齢者医療事業特別会計	14,964,801	3.7	13,158,539	3.4	1,806,262	113.7
	5 介護保険事業特別会計	47,370,279	11.7	45,491,131	11.7	1,879,148	104.1
	6 国民健康保険事業特別会計	31,695,371	7.8	31,485,759	8.1	209,612	100.7
	7 企業団地造成事業特別会計	125,023	0.1	152,807	0.1	▲ 27,784	81.8
	8 山田地域レクリエーション・観光施設事業特別会計	123,272	0.0	58,459	0.0	64,813	210.9
	9 牛岳温泉スキー場事業特別会計	202,761	0.1	191,527	0.0	11,234	105.9
	10 競輪事業特別会計	32,096,722	7.9	29,594,276	7.6	2,502,446	108.5
	11 公設地方卸売市場事業特別会計	782,046	0.2	987,914	0.3	▲ 205,868	79.2
	12 軌道整備事業特別会計	28,545	0.0	26,625	0.0	1,920	107.2
	13 賃貸住宅・店舗事業特別会計	94,223	0.0	87,326	0.0	6,897	107.9
	まちなか診療所事業特別会計			123,333	0.0	▲ 123,333	皆減
小 計		153,703,472	38.0	146,495,814	37.7	7,207,658	104.9
企業会計	14 水道事業会計	12,105,147	3.0	10,383,600	2.6	1,721,547	116.6
	15 工業用水道事業会計	325,345	0.1	314,682	0.1	10,663	103.4
	16 公共下水道事業会計	20,636,096	5.1	18,309,818	4.7	2,326,278	112.7
	17 病院事業会計	16,957,052	4.2	16,624,217	4.3	332,835	102.0
	18 農業集落排水事業会計	1,289,725	0.3	1,232,288	0.3	57,437	104.7
	小 計	51,313,365	12.7	46,864,605	12.0	4,448,760	109.5
合 計		404,792,944	100.0	388,933,342	100.0	15,859,602	104.1

令和8年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(単位：千円、%)

区 分 款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 市税	81,555,167	40.8	79,678,102	40.8	1,877,065	102.4
2 地方譲与税	1,407,000	0.7	1,457,000	0.7	▲ 50,000	96.6
3 利子割交付金	162,000	0.1	49,000	0.0	113,000	330.6
4 配当割交付金	512,000	0.3	410,000	0.2	102,000	124.9
5 株式等譲渡所得割交付金	820,000	0.4	742,000	0.4	78,000	110.5
6 法人事業税交付金	1,270,000	0.6	1,270,000	0.7		100.0
7 地方消費税交付金	12,325,000	6.2	11,180,000	5.7	1,145,000	110.2
8 ゴルフ場利用税交付金	54,000	0.0	54,000	0.0		100.0
9 地方特例交付金	689,000	0.3	446,000	0.2	243,000	154.5
10 地方交付税	20,500,000	10.3	20,800,000	10.6	▲ 300,000	98.6
11 交通安全対策特別交付金	50,000	0.0	55,000	0.0	▲ 5,000	90.9
12 分担金及び負担金	70,970	0.1	107,412	0.1	▲ 36,442	66.1
13 使用料及び手数料	2,641,539	1.3	2,413,171	1.2	228,368	109.5
14 国庫支出金	34,036,224	17.0	31,664,427	16.2	2,371,797	107.5
15 県支出金	15,467,923	7.8	15,470,488	7.9	▲ 2,565	100.0
16 財産収入	1,064,490	0.5	611,667	0.3	452,823	174.0
17 寄附金	352,881	0.2	290,081	0.2	62,800	121.6
18 繰入金	2,575,777	1.3	3,474,580	1.8	▲ 898,803	74.1
19 諸収入	4,071,736	2.0	4,435,395	2.3	▲ 363,659	91.8
20 市債	20,150,400	10.1	20,771,600	10.6	▲ 621,200	97.0
自動車税環境性能割交付金			193,000	0.1	▲ 193,000	皆減
合 計	199,776,107	100.0	195,572,923	100.0	4,203,184	102.1

令和8年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	令和8年度	令和7年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A / B
1	市税	81,555,167	79,678,102	1,877,065	102.4
	(1) 市民税	36,265,167	34,970,102	1,295,065	103.7
	ア 個人	27,713,167	27,005,102	708,065	102.6
	イ 法人	8,552,000	7,965,000	587,000	107.4
	(2) 固定資産税	32,989,000	32,416,000	573,000	101.8
	(3) 軽自動車税	1,382,000	1,433,000	▲ 51,000	96.4
	(4) 市たばこ税	2,692,000	2,732,000	▲ 40,000	98.5
	(5) 入湯税	46,000	44,000	2,000	104.5
	(6) 事業所税	3,856,000	3,813,000	43,000	101.1
	(7) 都市計画税	4,325,000	4,270,000	55,000	101.3
2	地方譲与税	1,407,000	1,457,000	▲ 50,000	96.6
	(1) 地方揮発油譲与税	272,000	322,000	▲ 50,000	84.5
	(2) 自動車重量譲与税	1,000,000	1,000,000		100.0
	(3) 森林環境譲与税	115,500	115,500		100.0
	(4) 特別とん譲与税	2,500	2,500		100.0
	(5) 航空機燃料譲与税	17,000	17,000		100.0
3	利子割交付金	162,000	49,000	113,000	330.6
4	配当割交付金	512,000	410,000	102,000	124.9
5	株式等譲渡所得割交付金	820,000	742,000	78,000	110.5
6	法人事業税交付金	1,270,000	1,270,000		100.0
7	地方消費税交付金	12,325,000	11,180,000	1,145,000	110.2
8	ゴルフ場利用税交付金	54,000	54,000		100.0
9	地方特例交付金	689,000	446,000	243,000	154.5
10	地方交付税	20,500,000	20,800,000	▲ 300,000	98.6
	(1) 普通交付税	18,500,000	18,800,000	▲ 300,000	98.4
	(2) 特別交付税	2,000,000	2,000,000		100.0
11	競輪事業収入	220,000	170,000	50,000	129.4
12	その他	1,140,951	658,028	482,923	173.4
	自動車税環境性能割交付金		193,000	▲ 193,000	皆減
	合 計	120,655,118	117,107,130	3,547,988	103.0

令和8年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（単位：千円、％）

区 分 款	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	791,617	0.4	754,726	0.4	36,891	104.9
2 総務費	28,623,037	14.3	23,357,686	11.9	5,265,351	122.5
3 民生費	77,258,340	38.7	73,154,225	37.4	4,104,115	105.6
4 衛生費	12,804,861	6.4	11,661,698	6.0	1,143,163	109.8
5 労働費	729,502	0.4	703,699	0.4	25,803	103.7
6 農林水産業費	5,309,805	2.6	5,201,284	2.7	108,521	102.1
7 商工費	4,231,685	2.1	4,378,461	2.2	▲146,776	96.6
8 土木費	25,202,720	12.6	22,533,322	11.5	2,669,398	111.8
9 消防費	5,823,177	2.9	5,843,100	3.0	▲19,923	99.7
10 教育費	14,333,311	7.2	23,489,675	12.0	▲9,156,364	61.0
11 災害復旧費	2,173,023	1.1	2,591,808	1.3	▲418,785	83.8
12 公債費	22,395,029	11.2	21,803,239	11.1	591,790	102.7
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合 計	199,776,107	100.0	195,572,923	100.0	4,203,184	102.1

令和8年度 一般会計予算 歳出 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	令和8年度		令和7年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A/B
1 人件費	31,471,065	15.8	29,597,606	15.1	1,873,459	106.3
2 扶助費	44,322,609	22.2	42,921,538	21.9	1,401,071	103.3
3 公債費	22,395,029	11.2	21,803,239	11.1	591,790	102.7
義務的経費 小計	98,188,703	49.2	94,322,383	48.1	3,866,320	104.1
4 普通建設事業費	28,137,049	14.1	30,010,588	15.3	▲1,873,539	93.8
(1) 補助事業費	10,491,850	5.3	12,366,488	6.3	▲1,874,638	84.8
(2) 単独事業費	16,072,339	8.0	16,186,041	8.3	▲113,702	99.3
(3) 県営事業負担金	1,572,860	0.8	1,458,059	0.7	114,801	107.9
5 災害復旧事業費	2,173,023	1.1	2,591,808	1.3	▲418,785	83.8
投資的経費 小計	30,310,072	15.2	32,602,396	16.6	▲2,292,324	93.0
6 物件費	26,999,907	13.5	26,903,756	13.8	96,151	100.4
7 維持補修費	2,130,083	1.0	1,934,235	1.0	195,848	110.1
8 補助費等	20,617,585	10.3	18,913,359	9.7	1,704,226	109.0
(1) 負担金寄附金	8,044,191	4.0	7,818,443	4.0	225,748	102.9
(2) 補助交付金	11,656,862	5.8	10,207,981	5.2	1,448,881	114.2
(3) その他	916,532	0.5	886,935	0.5	29,597	103.3
9 積立金	729,409	0.3	577,114	0.3	152,295	126.4
10 投資及び出資金	2,026,000	1.0	2,058,893	1.1	▲32,893	98.4
11 貸付金	1,112,748	0.6	1,127,794	0.6	▲15,046	98.7
12 繰出金	17,561,600	8.8	17,032,993	8.7	528,607	103.1
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合 計	199,776,107	100.0	195,572,923	100.0	4,203,184	102.1